持続可能な社会を目指して



私たちにできることは何でしょうか?

持続可能な社会とは

現在、地球温暖化は深刻な問題となっています。私たちの暮らし、それを支える経済活動などが原因で引き起こされた地球温暖化は、世界の国や人々が真剣に取り組まなければならない大きな問題となっています。

経済発展と同時に公害や環境破壊がもたらされ、環境問題への意識が高まるなか、国は「環境基本法」を制定し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる「持続可能な社会」の構築を目指しています。(1993 年施行)

環境保全の基本理念(環境基本法)

◆人間は自然の恵みを受け、将来に継承
◆環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
◆国際的な協調による積極的な地球環境保全の推進

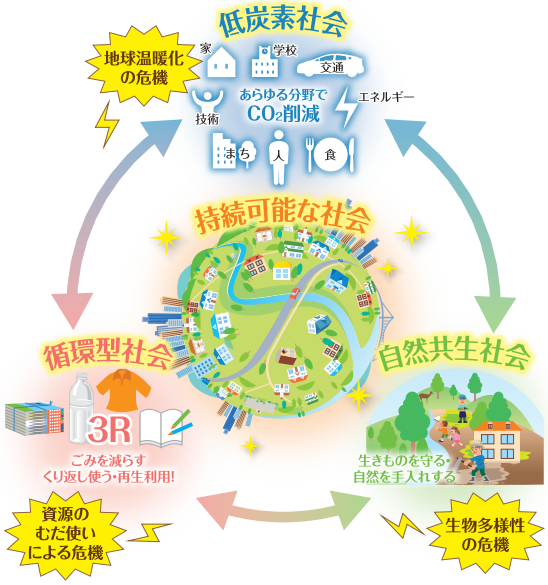
「持続的発展が可能な社会」をつくるためには

国・県や企業だけでなく、私たち国民が協力して進めていくことが大切です。次の3つを組み合わせてつくる「持続可能な社会」は、これから目指す新しい形のエコ社会です。

低炭素社会 エネルギーを節約するなどして、温室効果ガス(CO_2)をなるべく出さない

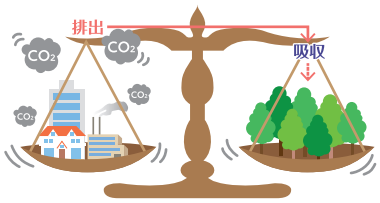
循環型社会 ゴミを削減し、限りある資源を繰り返し利用する

自然共生社会 人と地球の生きものが共に暮らし、将来まで自然の恵みを得られるように自然を壊さない



これから目指すエコ社会(持続可能な社会)

温室効果ガスを減らしながら、便利で豊かな暮らしができる社会にしよう!



経済と環境が両立する社会をめざしていこう!



ごみを減らして、限りある資源をくり返し利用していこう!

3Rって知っていますか?
Reduce ごみを減らす
Reuse くり返し使う
Recycle 再生利用する



人と地球に暮らす全ての生きものが共に暮らし、将来までずっと自然の恵みを得られるように、
自然はいつまでも大切にしないとね!

生きものを守る
農地や雑木林は、たくさんの生きもののすみかとなっています。

自然の手入れ
里地里山や農地は、人が手入れしないと荒れてしまいます。

持続可能な利用
空気や水、食べ物や木材などの恵みは、豊かな自然が与えてくれます。



(環境基本法より引用、一部改編)

編集者:新潟県教師用指導資料集作成委員会
発行者:新潟県(新潟県立環境と人間のふれあい館ー新潟水俣病資料館ー)

資料中に記載の出典・引用のほか、新潟県「新潟水俣病のあらまし(令和5年改訂)」より引用、一部改編